雫石町告示第78号

雫石町行政視察受入れに関する要綱を次のように定める。

令和元年6月5日

## 雫石町長 猿子 恵久

雫石町行政視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が行政視察を受け入れ、町が保有する行政情報その他情報を提供する際の 手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 行政視察の対応は、当該行政視察の目的事項を所管する課(以下「所管課」という。) に おいて行うものとする。

(申請)

第3条 行政視察を希望する者(以下「申請者」という。)は、30日前までに行政視察申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(受入決定等)

- 第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、受理してから10日以内に当該行政視察の受入れ の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により行政視察の受入れの可否を決定したときは、行政視察決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 所管課は、行政視察を受け入れるときは、必要な事項の行政視察の受入れを許可された申請者 (以下「視察者」という。)と事前に調整するものとする。

(資料作成費用の徴収等)

- 第5条 町長は、行政視察に伴う資料の作成に要する費用その他費用(以下「資料作成費用」という。)を、次の基準のとおりとする。
  - (1) 基準額

1件につき5,000円とする。ただし、1件とは視察者5名以下とする。

(2) 加算額

視察者が1件5名より1名増えるごとに500円を加算する。

- 2 資料作成費用は行政視察の終了日から起算して、30日以内に納入するものとする。 (免除)
- 第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する資料作成費用を免除することができる。

(適用除外)

- 第7条 この要綱の規定は、友好都市との友好交流事業として行われる事業については適用しない。 (その他)
- 第8条 この告示に定めるもののほか、行政視察の受入れに関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に申請のあった行政視察について適用する。